10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

# 完全合意条項の機能：交渉経緯の遮断は、自分にも効く

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

## 一　どんな事案か：契約書の文言を限定して読ませたかった

株式譲渡で表明保証違反が争われた事件です（注1）。

対象会社の発行済株式200株を9,750万円で譲り受けた買主が、譲渡後に、対象会社がインドネシアの工場向けにドリルパイプを買う売買契約を抱えていたことを知りました。この売買契約について対象会社が訴えられ、和解で1,700万円を支払うことになります。買主は、株式譲渡契約の表明保証違反だとして、売主に損害の賠償を求めました。

契約書の別紙には、表明保証の対象として「解約不能又は解約に際して重要な解約金が発生するような契約」がないこと、という項目が入っていました。争点は、対象会社が結んでいた売買契約がこれに当たるかどうかです。

売主は、当たらないと主張しました。この文言を限定的に解さなければ、本来の表明保証条項の目的を超えて過剰に賠償金の支払義務が発生する事態が生じる。だから「解約不能な契約」とは一般法によって認められている解約告知権が制限されている契約のみを意味し、「重要な解約金が発生するような契約」とは売買代金相当額を超える高額の解約金が発生する旨があらかじめ定められている契約のみを意味する、という主張です（注1）。

言い分としては分かります。表明保証条項の趣旨に照らした目的論的な解釈で、交渉の経緯を持ち出せば通る余地もありそうに見えます。

これに対して買主は、契約書15条は完全合意条項なのだから、字句どおりの範囲で解釈されなければならないと反論しました（注1）。

**完全合意条項をめぐる争いは、たいてい「書いていないことを持ち出せるか」という形で現れます。**この事件はその逆で、**書いてある文言を、書いていない事情で狭められるか**が問われました。

## 二　裁判所は何を判断したか

裁判所は、まず完全合意条項の機能を正面から述べました。

> 前記前提事実（３）のとおり，本件株式譲渡契約は，本件株式譲渡及びこれに関する取引に関する当事者の完全な合意であり，本締結日以前に本件株式譲渡及びこれに関する取引に関して各当事者間で交わされた文書，口頭を問わず，いかなる取決めも全て失効するものとするとの条項（１５条）が設けられているところ，同条項は，その文言に照らすと，当事者間の予測可能性を確保することを目的としたいわゆる完全合意条項であるというべきであり，本件株式譲渡契約が締結されるまでのやり取り等の経緯にかかわらず，本件株式譲渡契約の合意の内容は，専ら本件株式譲渡契約書に記載されたとおりに解釈されるべき旨を定めたものと解するのが相当である。（注2）

そのうえで、別紙の文言を素直に読みました。解約権が留保されていない契約においては原則として一方当事者の都合による自由な解約はできないのであるから、「解約不能又は解約に際して重要な解約金が発生するような契約」とは、その記載のとおりに解釈すると、解約権が留保されていない契約、または解約権が留保されているものの解約権を行使した場合には重要な解約金が発生する契約を意味する、としています（注2）。

売主の限定解釈は退けられました。上記文言には特に限定が付されていないばかりか、契約書の全体を見渡しても、売主が主張するような限定を付して解釈すべき理由は見当たらない、というのが理由です（注2）。

結果として表明保証違反が認められ、売主に買主側2社あわせて2,135万円余の支払が命じられました（請求の一部認容。注2）。この判決は控訴され、控訴審で和解に終わっています（注1）。

判例集の判示事項は、この判決を「株式会社の発行済株式全部の譲渡契約に付された表明保証条項の違反に基づく損害賠償請求が、当該契約に完全合意条項が含まれていることを踏まえて認容された事例」とまとめています（注3）。

## 三　なぜそう判断されたのか

### 1　完全合意条項には2つの型がある

日本における完全合意条項の内容は、締結した契約書の内容が当事者間のその締結時点における「完全な合意」であることに加えて、大きく次の2つに分けて考えられます（注4）。

| 型 | 定めていること |
|---|---|
| ①証拠制限合意型 | 契約書の各条項の合意内容を解釈するに当たり、契約書外の証拠を用いてはならない |
| ②効力失効型 | 契約書を締結することによって、それ以前のなんらかの合意の効力をすべて失わせる |

本件の15条は②の型です。「本締結日以前に……各当事者間で交わされた文書、口頭を問わず、いかなる取決めも全て失効するものとする」という書き方で、証拠の使い方には触れていません。

にもかかわらず裁判所は、この条項から「経緯にかかわらず、専ら契約書に記載されたとおりに解釈される」という解釈上の効果まで導きました。**②の型で書いても、解釈の場面で効くことがある**ということです。

①の型で書いた例としては、英文契約の完全合意条項の効力が争われた古い判決があります（注5）。条項は「当事者は、本契約……の用語は本契約の目的物に関する当事者の最終的な表現であり、以前又は同時のその他のいずれの契約を証拠として、これを否認してはならないと意図する」「いかなる外部の証拠を導入してはならないことを意図する」というものでした（注5）。裁判所はその効力を認め、契約書以外の外部の証拠によって各条項の意味内容を変更したり補充したりすることはできず、専ら各条項の文言のみに基づいて当事者の意思を確定しなければならない、としています（注5）。

ただし、条項があるというだけで効力を認めたわけではありません。この判決は、契約の締結に関与した者がいずれも会社の役員（相手方の役員は弁護士資格を有していた）や弁護士であり、このような事務に関しては十分な経験を有し、契約書に定められた個々の条項の意味内容についても十分理解し得る能力を有していた、という事情を認定したうえで、その文言どおりの効力を認めるべきだとしました（注5）。この点には注意が必要です（注6）。

### 2　英米法のparol evidence ruleとの違い

完全合意条項という名前は、英米の契約法下の「Entire Agreement Clause」の訳語です。英米法にはparol evidence rule（口頭証拠排除の準則、外部証拠排除の原則）があり、ある案件に関する「統合された」完全かつ最終的な合意として締結した契約書がある場合には、裁判所が契約を解釈するに当たって、当事者は契約交渉の過程で作成等された証拠を提出することができません。もっとも、米国法では、契約書の外の合意の効力の問題として、証拠排除原則とは異なる考え方がとられています。その意味するところも一義的ではありません。「Entire Agreement Clause」は、その準則の適用を受ける契約書であることを示すために置かれているものです（注7）。

問題は、日本法にはこの準則がないことです。日本法を準拠法とする契約にparol evidence ruleは適用されず、このようなルールに相当するような一般的な準則も存在しません。そのため、日本法下における完全合意条項がいかなる合意内容を意味し、その効力がどのような形で認められるのかは、具体的な条項の内容ともあいまって明確にはなっていません（注7）。

完全合意条項は、英米法上の口頭証拠排除原則を明文化したものと位置づけられます。日本の民法に準拠すれば、口頭の約定であっても後にその約定を証明できさえすれば契約またはその一部と認められるところ、完全合意条項は、このような民法の原則を排するものです（注8）。

**背景の準則がない分、日本では条項の文言そのものが効き方を決めます。**本件の裁判所が「その文言に照らすと」と断ってから機能を認定しているのは、そのためです。

## 四　この判断から契約書に持ち帰るもの

### 1　遮断は、相手だけでなく自分にも効く

本件でいちばん実務的な点はここです。

完全合意条項は、交渉の過程で出た口約束やリップサービスを後から持ち出されないための条項です。担当者が知らないところで口頭での約束をしていた場合や、契約書とは矛盾するようなリップサービスを行っていたとしても、それらを除外しやすくなるというメリットがあります（注9）。

ところが本件では、**その遮断が、条項の恩恵を受けるはずだった側に跳ね返りました。**表明保証をしたのは売主です。売主は、表明保証条項の本来の目的からすれば文言はこう限定されるはずだ、という主張をしたかった。完全合意条項があるために、契約書の文言に書いていない限定を持ち込めなくなりました。

他方で、契約書の各条項が不十分であったり、契約書の文言が不明確であるような場合には、当事者間で紛争

が生じやすいというデメリットも生じます（注9）。本件はその実例です。

### 2　置く前に、2つを確認する

完全合意条項を置くに当たっては、次の2点を十分に考慮しておく必要があります。その結果として、あえて設けないという判断が必要となる場合もあり得ます（注9）。

- 契約書外の合意の効力をすべて失わせてしまってよいか。契約書を締結しようとする目的に関する事項について、過不足なく合意内容として盛り込まれているか
- 契約書の解釈に当たって、契約書外の事情を考慮せずに契約書の文言のみを解釈することでよいか。契約書の文言が一義的に明確なものとなっており、当事者間で認識の差異を生じさせるような文言は存在しないか

前者は「漏れがないか」、後者は「曖昧さがないか」です。M&Aのように交渉が長く、別紙で対象を列挙する契約ほど、後者が効いてきます。本件で争われたのも、まさに別紙に列挙された表明保証の一項目の読み方でした。

### 3　どちらの型で書くか

三の1で見た2つの型は、書き分けられます。効力失効型の一般的な条項例は次のものです（注10）。

> 第〇条（完全合意条項）
> 本契約は、本契約の目的事項である〇〇に関する契約当事者間の完全なる合意を構成するものであり、〇〇に関する本契約締結以前における契約当事者間の明示または黙示の合意は、書面、口頭を問わず、本契約締結をもってすべて効力を失うものとする。（注10）

日本における完全合意条項は、この型が多いところです。もっとも、この定め方をした場合に、契約書の解釈において契約書外の事情を考慮することがただちに許されないと判断されるかどうかは、疑問が残ります。契約書外の合意の効力が否定されることと、契約書外の事情を各条項の解釈に当たって考慮できるかは、別問題だからです（注11）。

解釈の場面まで縛りたいなら、その旨を書き足します。条項例には、証拠の提出をしない旨を盛り込む型と、文言のみで解釈する旨を確認する型があります。後者は「契約当事者は、本契約の解釈に当たっては、本契約に明記された文言のみをもって解釈されるものとし、本契約締結以前における契約当事者間のやりとり、言動は考慮されないことを確認する」という書き方です（注12）。ただし、実務においてここまで詳細な条項が合意されている事例は、あまりみられません（注12）。

### 4　「条項があるから安心」とは考えない

裁判例の傾向は、次のように整理できます。証拠を制限する合意として定めた事案では、契約書の解釈に当たって契約書外の事情を一切考慮しないという効力が認められている裁判例がある。ただし、契約書外の事情を証拠として提出することがただちに違法であるという効力まで認めているものではなく、諸般の事情を考慮したうえで効力を認めている。契約書外の合意の効力を失わせるものとして定めた事案では、契約書外の合意の効力が否定されているものの、その判断に当たって、必ずしも完全合意条項の存在のみをもって否定されているわけではない（注13）。

結論として、日本における完全合意条項の効力はおおむね認めている方向であると言い得るものの、その具体的な定め方を踏まえ、個別具体的な事情を考慮して判断されているといえます（注13）。

三の1で見た古い判決が、関与者の経験と能力を認定してから効力を認めたのは、その一例です。相手が個人事業主や小規模な事業者で、条項の意味を説明していない場合、条項があるというだけで同じ効力が認められるとは限りません。

### 5　交渉の記録は、それでも残す

完全合意条項を置いたからといって、交渉の記録を捨ててよいことにはなりません。

本件でも、表明保証の対象となる事実を買主が知っていたかどうか（争点3）は、条項の解釈とは別に、開示資料と聴取りの内容で判断されています。裁判所は、売主が資料を提出したと主張しても、対象会社が買主に対して本件売買契約の存在を記載した資料を提出したことは認めることができないとし、聴取りについても、その具体的な内容は明らかではない、としました（注14）。

**記録がなかったのは売主の側です。**完全合意条項は契約書の外にある「合意」を切りますが、契約書の外にある「事実」まで消すわけではありません。何を開示したかは、条項ではなく記録で決まります。

### 本稿で扱わなかったこと

完全合意条項があっても交渉経緯が考慮される場面は、別稿「完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか」で扱います。本稿は、条項が働いた事例から機能を取り出すところまでです。

表明保証条項そのものの設計（対象の切り方、期間、金額の下限、買主の悪意の扱い）は、表明保証を扱う記事の射程です。本稿は、表明保証の対象として書かれた

文言を、交渉の経緯で狭められるかという一点に絞りました。

契約の解釈の一般理論（本来的解釈と規範的解釈、考慮要素）は、本稿では扱いません。

**参考文献等**

（注1）東京地判平成31年2月27日金融法務事情2138号100頁（平成29年（ワ）第9320号）の事実及び理由
（注2）前掲注1・第三 当裁判所の判断
（注3）前掲注1の判示事項（金融法務事情）
（注4）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）196頁
（注5）東京地判平成7年12月13日判例タイムズ938号160頁（昭和63年（ワ）第16921号）
（注6）前掲注4・197頁
（注7）前掲注4・195頁
（注8）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）641頁
（注9）前掲注4・202～203頁のColumn「完全合意条項を定める際の留意点」
（注10）前掲注4・194頁の記載例①
（注11）前掲注4・201頁
（注12）前掲注4・201～202頁の記載例⑥・⑦
（注13）前掲注4・200頁
（注14）前掲注1・第三3（争点3）

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kanzen-goi-joko-kino/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「完全合意条項の機能：交渉経緯の遮断は、自分にも効く」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。